

[事案 24-45] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 12 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

一部転換時の説明が不十分だったことを理由に、転換契約（解約済み）を取消し、転換前契約と転換後契約との解約返戻金の差額精算を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 8 月の終身保険から更新型終身移行保険への一部転換について、下記の理由により、転換契約（解約済み）を取消し、転換前契約と転換後契約との解約返戻金の差額を精算してほしい。

- (1) 募集人から保障の見直しを提案された際、「生きていたら年金でもらうこともできるし、貯蓄性のある終身保険に入っていた。長生きリスクに備えたい。」とニーズを伝えたところ、本契約を勧められ、「三大疾病になったら以後の保険料は不要」とメリットだけ強調された。
- (2) 募集人も転換後契約は終身保険だと話したので、終身保険にそのメリットが加わった保険と理解したが、実際には終身移行保険であり、主契約がファンドの形となる仕組みについて、転換時に一切説明がなかった。
- (3) 募集人から「転換契約が成立しても、ガン保障については 3 カ月不担保になるため、それまで転換前契約を払済保険にして保障を残した方がよい」と勧められたが、実際には、払済保険にすると特約は消滅するため、払済保険にする必要はなかった。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各種資料では本契約が終身移行保険であり、指定年齢時に終身移行して初めて終身保障が発生することが明確に説明されており、募集人は口頭でも終身移行保険の仕組みおよび具体的保障内容を説明している。
- (2) 本手続きは 1,000 万円の終身保険を、500 万円の終身保険と終身移行保険に変更する手続であり、このような見直しをしていることから、本契約が終身保険とは異なる性格を持つ保険であることは理解しやすい。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人は、①転換後契約は終身移行保険であるにもかかわらず、募集人からは終身保険である旨の虚偽の説明を受けたこと（主張 1）、また、②変更後の残存契約を払済保険とすると、主契約に付加されていた傷害特約等の特約が消滅するにもかかわらず、募集人からはそのような説明がなかったこと（主張 2）を理由として、募集人に騙されたと主張し、既払込保険料と解約返戻金との差額の返還を求めるものと整理した。

裁定審査会では、そのうえで、申立人の請求の法的根拠を、詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）又は要素の錯誤による無効（民法 95 条本文）と解し、当事者から提出された申立書・答弁書の内容、および申立人、募集人からの事情聴取の内容に基づき審理した。審理

の結果、下記の事実により、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

<主張 1 について>

- (1) 説明資料には、「更新型終身移行保険」と明記されており、募集人が説明資料の記載内容と反する説明をすること（「終身保険」であると説明すること）は、通常考えにくく、本件においても記載内容に反する説明をしたことを窺わせるような特段の事情は見当たらない。
- (2) 申立人が、本契約が終身保険であると錯誤に陥った可能性までは完全には否定できないが、募集時に使用された資料の複数箇所「更新型終身移行保険」と明記され、保障内容も分かりやすく整理されていることから、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言わざるを得ないので、申立人から転換の無効を主張することはできない。

<主張 2 について>

- (1) 申立人が、変更後の残存契約を払済保険としたのは、一部転換してから 3 週間以上経過後であり、その際、募集人にあらためて相談しておらず、募集人において、一部転換時に、残存契約を払済保険にした場合に、主契約に付加されていた傷害特約等の特約が消滅することまで説明する義務はない。従って、不作為による詐欺（説明義務があるのに、あえて説明しなかったという欺罔行為）は認めることはできない。
- (2) 申立人が、変更後の残存契約を払済保険としても、傷害特約等の特約が消滅することはないと錯誤に陥った可能性までは完全には否定できないが、「払済保険変更手続きのご案内」には、「約款の定めるところにより、特約はすべて消滅します。」との文言が存在し、払済保険への変更によって主契約に付加されている特約が消滅することが明示されている事実からすると、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言わざるを得ないので、申立人から変更の無効を主張することはできない。